

別表第1

区分	申請者	対象事業	助成額	添付する書類
1. 研修会参加費	富田林市内在住のもの	国又は地方公共団体等が主催、共催、後援等を行う男女共同参画に関する会議、フォーラム、シンポジウム、及び研修等	対象事業が開催される会場に応じ、次の各号に掲げる金額とする。 ただし、助成を行うことのできる回数は1人につき年度3回以内とし、3号については年度1回を限度とする。 (1) 南河内地域を除く大阪府内 1回につき 1,200円 (2) 大阪府外 1回につき 2,000円 (3) 2号のうち宿泊を伴うもの 1回につき 10,000円	交付申請書に添付 (1) 事業計画書 (2) 実施要項、案内文等、事業内容と会場を確認できる書類 事業実績報告書に添付 (1) 参加証、又は当日配布資料等、参加を確認できる書類
2. グループ活動費	主として富田林市内を活動領域にし、事業を構成するメンバーの概ね8割が富田林市内在住の者で構成される団体	助成金の交付対象となる事業は、団体等が自主的に行う男女共同参画社会の実現に向けた調査研究、啓発、出版活動、相談、展示等であって、次の各号いずれにも該当するものとする。 (1) 「富田林市男女共同参画計画ウィズプラン」の基本理念及び基本的視点を踏まえた内容であること。 (2) 講座、講演等については、富田林市内において実施するものであること。 (3) 新しい発想を盛り込み、ユニークな活動内容であること。 (4) 成果が広く市民に還元されること。	助成対象となる事業費の5分の4以内で、かつ3万円を限度とする。 ただし、助成対象となる事業費には、団体等の管理経費や自ら負担すべき性格を有する経費（飲食費等）は含まない。 また、助成を行うことのできる回数は、1グループにつき、年度1回以内とする。	交付申請書に添付 (1) 事業計画書 (2) 事業内容を確認できる書類（ちらし、案内文等） (3) 事業を構成するメンバーの氏名住所を明記した名簿 (4) その他市長が必要とする書類 事業実績報告書に添付 (1) 実施した事業実績を確認できる書類 (2) 領収書等、支払いを証する書類 (3) その他市長が必要とする書類